

第1488号

AFN-1488

# Timely

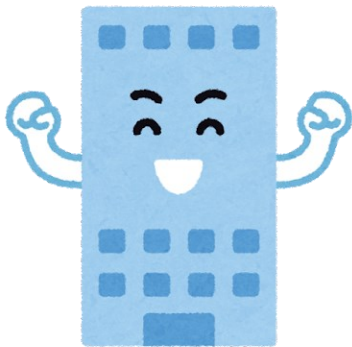
1994年1月17日創刊 毎週発行  
葵総合経営センターだより週刊版

2023年 11/6 (月)

## 『金融庁がガイドライン事例集 中小企業の事業再生で活用期待』

金融庁は中小企業の事業再生に関するガイドライン(以下ガイドライン)を活用した事例集を作成し、ネット上で公表した。

同庁は今回の事例集を参考に、金融機関等によるガイドラインの活用が今後一層浸透していくことを期待している。事例集はまず、再生型私的整理手続き(債務減免あり)の事例として、債権の時価譲渡、第二会社方式、グループ企業一体による事業再生支援の3種類を示した。このうち、会社分割や事業譲渡を行い、既存事業のうち収益性のある事業を切り離し、新設した法人等に継承させ、残りの不採算事業や過剰債務は特別清算等の法的整理によって清算する手法である「第二会社方式」の例として、自動車部品製造業(従業員10人)を挙げた。この会社は5億4000万円の借入金を抱え、事業継続が見通せないため資金ショートする前にガイドラインの中の「廃業型」を選択した。ところが、取引先からスポンサー就任の打診があったため「再生型」に切り替え、スポンサーの決定から事業譲渡まで約3カ月の短期でクローズできた。この結果、従業員全員がスポンサー企業に継承され、雇用が確保された。事例集はリスクジュールによる再生支援やガイドラインを活用した円滑な廃業支援など多くのケースを紹介している。



## 『11月中小事業者働き方改革 「しわ寄せ」防止キャンペーン』

大企業を中心に、時間外労働の上限規制をはじめとする働き方改革が進んでいるところだが、自社の労働時間を減少させる代わりに、下請の中小事業者に対してその負担を丸投げしたり、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容を頻繁に変更したり等が生じているケースもある。大企業側の都合による「しわ寄せ」が中小事業者へ及ばないよう、厚生労働省は中小企業庁、公正取引委員会と連携し、11月を『しわ寄せ』防止キャンペーン月間』として、集中的な周知・啓発の取組みを行う。

厚労省所管の「労働時間等設定改善法」に基づき、事業主は他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要がある。長期間にわたる過重労働は、過労死等の発症に影響を及ぼすおそれがあることは言うまでもない。自社の安全配慮の結果、下請け企業の安全を無視することは当然あってはならないことだ。

同省では親事業者のみならず、下請事業者においても働き方改革が実現できるように、下請中小事業者への適正な発注を求めている。このキャンペーンをはじめとして様々な取組みを通じて、しわ寄せ防止のための環境整備を行う予定だ。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

## 葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)